

平成 29 年 12 月 8 日

事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

「基準給与変更届」のご提出について（ご確認のお願い）

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当企業年金基金では、毎年 4 月及び 10 月の 2 回、「基準給与」が変更となる方について「基準給与変更届」をご提出いただく必要があります。（ただし、各基準給与に変更がない場合は、ご提出不要となります。）

本日時点で平成 29 年 10 月 1 日を変更日とする届出を貴社よりご提出いただいておりません。再度、提出の必要がないかご確認の上、もし提出漏れ等ありましたら早急にご対応をお願いします。

※「基準給与変更届」については、9 月 19 日のメール配信及び平成 29 年 8 月分納入告知書同封文書によりご案内しています。

◎以下の事例に該当される方等は「基準給与変更届」をご提出いただく必要があります。

第 1 年金

●7 月に年金事務所に提出した「算定基礎届」により厚生年金の標準報酬月額が 1 等級以上変わった方

●5～10 月のいずれかを改定月とする「月額変更届」により厚生年金の標準報酬月額が変わった方

第 2 年金

●口数の変更の基礎となる厚生年金の標準報酬月額・役職・基本給・勤続年数などに変更があり、口数を変更するべき方

なお、行き違いでご提出済みの場合は何卒ご容赦ください。

別紙をあわせてご参照いただき、該当する方がいた場合は、すみやかに「基準給与変更届」をご提出ください。よろしくお願いいたします。

以上、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

業務グループ：03-5114-5517（代表）